

未組合員含む
若年層教職員向け

組合が「確定交渉」で勝ち取ったもの

私たち広島県高等学校教職員組合(広高教組)は、勤務条件の維持改善をめざして活動している職員団体(労働組合)です。毎年11月から12月にかけて、広島県及び広島県教育委員会と勤務条件を「確定」させるための労使交渉を行っています。私たちはこれを「確定交渉」と呼んでいます。ここでは、未組合員含む若年層教職員向けにこの度の確定交渉で勝ち取ったものを抜粋して紹介します。なお、勝ち取ったものの全容は「広島高教組時報号外」をご覧ください。

組合員が持っていますのでお声かけください。

1 給料とボーナスが引き上げられます

(1) 差額支給(後掲(2)及び(3)をふまえたもの)

関係条例等の改正案が県議会12月定例会に提案、可決、施行されれば、会計年度任用職員を除き、2024年4月にさかのぼっての差額支給が2024年12月末に行われます。その概算は次表のとおりです。なお、差額支給の計算順序や端数処理は県教委の計算とは異なりますので、実際の支給額とは誤差が生じます。

年齢及び職名(※1)	級・号給(※1)	改定前 給料月額(※2)	改定後 給料月額(※2)	差	12月末差額支給 (概算、※3)
23歳(大学新卒)の教諭	教育職2級5号給	226,600	254,000	27,400	419,357
30歳の教諭	教育職2級33号給	282,500	303,100	20,600	327,474
19歳(高校新卒)の主事	行政職1級9号給	171,500	196,600	25,100	365,608
23歳(大学新卒)の主事	行政職1級29号給	202,900	227,600	24,700	363,350
30歳の主事	行政職1級55号給	241,700	260,400	18,700	284,296

※1 年齢・職名と級・号給の組み合わせは一例。

※2 給料月額、地域手当の支給割合の見直しによる水準調整前のもの。

※3 12月末差額支給に含まれる地域手当は広島市、府中町以外の学校勤務の場合と想定し、扶養手当の支給等は考慮していない。

(2) 給料(月例給)

教育職給料表(教員)及び行政職給料表(事務職員)において、全ての級・号給において引き上げられます。

(3) ボーナス(特別給)

再任用職員を除く一般職員については、次表「2024年度改定後」のとおり改定されます。ここでの

前掲(2)及び(3)を合わせた差額支給額を前掲(1)の表に記載しています。

「1月」はざっくり言って給料1か月分の意味です。今回は0.1月分の引上げですので、給料1か月分の1割ほど上がり、2024年度については12月末に差額支給されるということです。

2024年度改定後	6月期	12月期	差額支給	3月期	計
期末手当	1.05月	1.05月	0.05月	0.35月	2.50月
勤勉手当	1.025月	1.025月	0.05月	—	2.10月
計	2.075月	2.075月	0.10月	0.35月	4.60月

2025年度以降	6月期	12月期	差額支給	3月期	計
期末手当	1.075月	1.075月	—	0.35月	2.50月
勤勉手当	1.05月	1.05月	—	—	2.10月
計	2.125月	2.125月	—	0.35月	4.60月

(4) 通勤手当

- ア 1か月当たりの支給限度額が現行の9万8,000円から15万円に引き上げられます(2025年4月から)。
- イ 新幹線及び有料道路等を利用して通勤する場合の「片道30分以上短縮要件」が廃止されます(2025年4月から)。
- ウ 無料の自動車専用道を利用して通勤する場合の「片道10分以上短縮要件」が実質的に廃止されます(2025年4月から)。

2 長時間労働が改善されます

- (1) 入学者選抜における採点支援システムの活用が2026年度入学者選抜(2025年度実施)から実施されます。とりわけ入学者選抜における採点業務は大きな負担でした。改善を求めて、県教委に強く要求してきた結果です。

これは、2023年度、広高教組が県教委に要求し、2024年度から全県立高校で導入されたデジタル採点システムがあったから実現できたことです。

2025年度の配置については、国で予算決定次第、最大限取り組む旨の県教委の回答を得ています。

- (2) スクール・サポート・スタッフの2024年度12月以降の配置については、特別支援学校の未配置校全校に追加配置されます。

- (3) デジタル活用推進担当教員への負担軽減措置(週4時間の非常勤講師の措置)が2025年度も継続されます。この措置は、全県立高校の全学年への生徒用パソコンの導入が完了する2024年度をもって終了予定でしたが、依然として当該教員への負担が解消していないことをふまえ、終了は認めない旨要求してきたことによるものです。

3 テレワークが導入されます

2024年11月以降段階的に新しい教職員用パソコンが整備されています。これを使ったテレワークが可能になります。これが認められる条件は、「オンライン研修等に参加する場合」「夏季休業期間中に希望する場合」「感染症や非常変災等の場合」となる見込みです。

4 家庭と仕事の両立支援が充実します

- (1) ライフサポート休暇1号(生理休暇)が改善されます。2025年1月から時間単位で分割取得可能となります。

例えば4時間取得しても1日取得したとは見なされないようになります。また、週休日を挟んでも取得可能になります。

学校に一人しかいない職種だと、本人以外に代替者に引き継げる人はいません。その引継の時間がないことで、勤務時間終了後も帰れない実態があり、県教委に改善を訴えてきました。

- (2) 事務職員、養護教員及び栄養教員における単数配置の育児短時間勤務職員に係る引継時間として、週2時間が措置されます。

- (3) 妊娠補助が必要な関係教職員の代員措置要件が改善されます。医療機関を受診したことが分かる領収書等及び医師から妊娠確定と診断を受けた旨の自己申告により1か月間、補助員が措置されます。

妊娠は確定したが、母子手帳が交付されるまではタイムラグがあります。これを埋めるための新たな制度です。